

吹田市立教育センター会計年度任用職員（臨時発達相談員）募集要項

1 募集職種、募集人数及び受験資格等

募集職種	募集人数	受験資格	主な勤務内容
会計年度任用職員 (臨時発達相談員)	1人	次の資格要件のいずれかを満たす者 (1) 作業療法士の資格を有し、実務経験が1年以上ある者 (2) 特別支援教育士の資格を有する者 (3) 言語聴覚士の資格を有し、実務経験が1年以上ある者	発達相談に関わる業務

2 募集職種、募集人数及び受験資格に関する注意事項

- (1) 国籍は問いません。ただし、下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。
- (2) 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、不合格になります。また、採用後においては、免職になります。

【欠格条項】（地方公務員法第16条）

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

- (1) 採用時期 令和2年9月1日以降
- (2) 勤務場所 吹田市立教育センター（吹田市出口町2番1号）
- (3) 勤務日 週2日から週4日
- (4) 勤務時間 午前9時から午後5時まで（休憩時間45分を含む）とする。  
※公務のため臨時又は緊急の場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
- (5) 週休日 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までにおいて勤務を要しない日
- (6) 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
- (7) 任用期間 採用日から令和3年3月31日まで
- (8) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険等
- (9) 服 務 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- (10) その他 任用時は条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

#### 4 試験の日時、会場、試験科目及び合格発表

	試験
日時	試験申込時に通知します。
会場	吹田市立教育センター
試験科目	口述試験（個別面接）
合格発表日	試験実施後1か月以内
合格発表方法	受験者本人宛に試験実施後1か月以内に郵送にて通知します。

#### 5 試験申込手続き

- (1) 受験者は採用候補者試験申込書及び受験票を吹田市ホームページの「教育センター臨時発達相談員（会計年度任用職員）を募集します」ページ内から取得してください。
- (2) 試験申込期間  
令和2年8月24日（月）以降（定員が埋まり次第、締め切ります）
- (3) 試験申込方法  
試験申込書及び受験票を確認のうえ、平日午前9時から午後5時の間に吹田市立教育センター（06-6388-1455）まで御連絡ください。申込方法について御説明します。
- (4) 注意事項  
ア 業務の関係上、電話が繋がらない場合は再度おかけ直してください。なお、このために生じた試験の申込みの遅延等については、責任を負いませんので注意してください。

#### 6 合格から採用まで

- (1) 合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、令和2年9月1日以降の採用予定です。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、試験の申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽があることが認められた場合には、合格を取消することがあります。
- (3) 合格から採用までの間に、採用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。
- (4) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

#### 7 給与

本市条例等の規定により定められた額が支給されます。

職種	報酬日額（地域報酬を含む）	諸手当
会計年度任用職員 （臨時発達相談員）	約10,400円	・ 期末手当（12月） ・ 通勤に要する費用 （上限月額55,000円） ・ 時間外勤務報酬等

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

#### 8 備考

- (1) 受験に際して市が収集する個人情報は、今回の採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。また、吹田市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

- (2) 試験当日午前7時の時点で、吹田市域に暴風、大雨等の気象警報が発令される等、試験の実施が困難な場合は当日の試験を中止し、後日に延期します。午前7時15分に吹田市ホームページに掲載します。また、状況によっては、試験の途中であっても、中止する場合があります。
- (3) この試験において提出された書類は返却しません。

9 提出及び問い合わせ先

〒564-0072 吹田市出口町2-1

吹田市立教育センター 電話 06-6388-1455

※提出先の事務室は当館3階事務室となります。